

# 第87期

## 定時株主総会招集ご通知



VIA HOLDINGS INC.

**開催日時** 2023年6月29日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

**開催場所** リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」

### 議案

- 第1号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
**第2号議案** 剰余金の処分(C種優先株式に関わる配当)の件  
**第3号議案** 取締役2名選任の件  
**第4号議案** 監査役1名選任の件

### 目次

- ▶ 第87期定時株主総会招集ご通知 ..... 1  
▶ 株主総会参考書類 ..... 5  
▶ 事業報告 ..... 11  
▶ 連結計算書類・計算書類 ..... 26  
▶ 監査報告書 ..... 32  
▶ 株主総会会場ご案内図 ..... 裏表紙

■ 株主総会の出席につきましては、開催日当日の株主様ご自身の体調等をご勘案の上、慎重にご判断をいただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力をお願い申し上げます。

■ その他株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際にはご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード: 7918

# 招集ご通知

2023年6月9日

証券コード：7918

(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

代表取締役社長 **楠元 健一郎**

## 第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ヴィア・ホールディングス」又は、「コード」に当社証券コード「7918」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2023年6月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）により、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
2. 場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号  
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第87期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第87期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 剰余金の処分（C種優先株式に関わる配当）の件  
第3号議案 取締役2名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件

以上

## 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、又は議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

### 株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### 郵 送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

議決権  
行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時到着分まで



#### インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

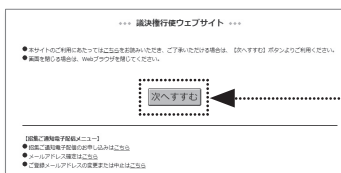
議決権  
行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時行使分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

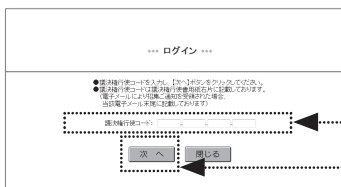


左記QRコードからのアクセスも可能です。

議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
 又は検索サイトで  
**議決権行使 みずほ 検索**  
 で検索。

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

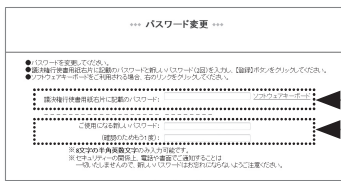
## 2 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

## 3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様をご使用になるパスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

## ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

受付時間  
 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

目下の業績や経営環境に鑑み、繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

減少する資本金及び資本準備金の額、減少の方法及び効力発生日は次のとおりであります。

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額316,438,793円を216,438,793円減少し100,000,000円とする。

(2) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額216,438,793円を191,438,793円減少し25,000,000円とする。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替える。

(4) 資本金の額及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年6月29日

#### 3. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件として、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金に関する事項

上記2.記載の資本金及び資本準備金の振り替えにより増加したその他資本剰余金2,417,009,866円を991,648,961円減少して、1,425,360,905円とする。

(2) 増加する剰余金に関する事項

その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金△991,648,961円を991,648,961円増加し0円とする。

(3) 効力発生日

2023年6月29日

## 第2号議案 剰余金の処分（C種優先株式に係る配当）の件

第87期のC種優先株式に係る期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、第1号議案「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」が承認可決されることを条件とさせていただきたいと存じます。なお、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社C種優先株式1株につき85,000円といたしたいと存じます。  
なお、この場合のC種優先株式に係る配当の総額は127,500,000円となります。  
また、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日

## 第3号議案 取締役2名選任の件

取締役藤畑康美氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員して、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

よこ かわ  
横川

まさ き  
正紀

(1972年12月19日生 50歳)

新任

- 当社における地位、担当：執行役員（非常勤）
- 所有する当社株式の数：普通株式 30,500株
- 重要な兼職の状況：株式会社ウェルカム 代表取締役  
株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパン 代表取締役

### ■ 略歴

- 1996年4月 暁印刷株式会社（現 株式会社ヴィア・ホールディングス）入社
- 2000年2月 株式会社ジョージズファニチュア（合併により現 株式会社ウェルカム）設立 代表取締役
- 2002年7月 株式会社ディーンアンドデルーカジャパン設立（現 株式会社ウェルカム）設立 取締役
- 2008年3月 同社 代表取締役（現任）
- 2015年12月 株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパン 代表取締役（現任）
- 2020年8月 株式会社ヴィア・ホールディングス 執行役員副社長
- 2020年8月 株式会社扇屋東日本及び株式会社扇屋西日本 代表取締役
- 2021年4月 株式会社紅とん 代表取締役

### ■ 取締役候補者とした理由

横川正紀氏は、株式会社ウェルカム及び株式会社ディーンアンドデルーカカフェジャパンの代表取締役を現任されており、企業経営の豊富な経験・実績・見識を有しております。その豊富な経験や知見から、当社グループの会議等での発言を通じて、マーケティングやブランド戦略、経営について積極的にご発言いただいております。同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者といたしました。



2

せき かわ  
関川しゅう へい  
周平

(1980年5月6日生 43歳)

新任

- 当社における地位、担当：執行役員 未来推進室長
- 所有する当社株式の数：普通株式 4,453株
- 重要な兼職の状況：株式会社フードリーム 代表取締役社長
- 略歴

2005年7月 株式会社ヴィア・ホールディングス入社  
2017年4月 当社 企画副本部長  
2018年10月 当社 執行役員 企画副本部長  
2019年4月 当社 執行役員 企画部長  
2021年4月 当社 執行役員 コーポレート企画室長  
2021年6月 株式会社フードリーム 代表取締役社長（現任）  
2023年4月 株式会社ヴィア・ホールディングス 執行役員 未来推進室長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

関川周平氏は、当社の経営管理部門の経験が長く経営管理全般に幅広い見識を有しており、2021年6月からは当社子会社である株式会社フードリームの代表取締役社長として事業運営を担当し、人材育成にも取り組んでまいりました。当社事業に対する理解と経営管理に関する豊富な知識と経験を有していることから、その経験と知見を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者いたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係  
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。
3. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。各取締役候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤郁夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

まつ くま けん じ  
**松隈 健児** (1963年12月2日生 59歳)

社外監査役  
候補者

新任

- 所有する当社株式の数：普通株式0株
- 重要な兼職の状況：アサヒビール株式会社 常勤監査役

### ■ 略歴

1986年4月 アサヒビール株式会社 入社  
2006年4月 同社 秋田支店長  
2012年4月 同社 理事 マーケティング企画部長  
2013年9月 同社 理事 東北統括本部長  
2015年3月 同社 執行役員 営業部長  
2018年3月 同社 執行役員 量販統括本部長  
2019年3月 アサヒドラフトマーケティング株式会社 代表取締役社長  
2021年4月 アサヒビール株式会社 執行役員 中部北陸統括本部長  
2023年3月 同社 常勤監査役 (現任)

### ■ 社外監査役候補者とした理由

松隈健児氏は、アサヒビールグループにおける経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に対して適切な監査を期待できる人材と判断したため、社外監査役候補者といたしました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係  
監査役候補者である松隈健児氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する事項  
監査役候補者である松隈健児氏は社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、社外監査役との間に、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、監査役候補者である松隈健児氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。監査役候補者である松隈健児氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

(参考)

本総会において第3号議案、第4号議案を原案どおり承認いただいた場合の取締役及び監査役が有する専門性と経験・知見（スキルマトリックス）は下記のとおりです。

氏名	専門性と経験								
	企業経営	マーケティング 店舗開発	人事・労務	製造・品質 管理	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	IT・技術	業界の知見	サステナ ビリティ
楠元 健一郎	●	●			●		●	●	●
石岡 健生	●	●		●			●	●	
横川 正紀	●	●						●	
取締役 関川 周平	●				●				●
高田 弘明 社外	●		●			●			
井上 晴孝 独立 社外	●		●			●			
北島 亜紀 独立 社外	●				●				
大島 政靖	●				●			●	
監査役 湯山 朋典 独立 社外					●	●			
松隈 健児 社外	●							●	

以上

## 1 企業集団の現況

### 1. 当連結会計年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、2022年3月に緊急事態宣言やまん延防止特別措置等の制限が全国的に解除され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかかったものの、夏に第7波、冬に第8波が到来し、消費行動の回復は限定的なものとなりました。また、世界的な物流の混乱やロシアによるウクライナ侵攻等の影響を受けた物価やエネルギーコストの高騰が続き、消費行動の落ち込みや生産活動の停滞等、国内の経済は極めて厳しい状況でありました。

また、先行きにつきましても、2023年5月に新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが5類に変更となり、行動制限のかからないアフターコロナへと向かっていきますが、先述の世界情勢や物価高・エネルギーコスト高については収束の見通しがたらず、景気の先行きは依然として不透明であり、今後も予断を許さない状況となっております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が消費者心理に大きく影響を与え、テレワークの浸透や外食控えといった、ライフスタイルの変化による新しいニーズへの対応が求められ、顧客獲得競争についてはますます激しさを増しております。

当社グループにおきましても、2022年3月から制限のない営業が可能となりましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による消費行動の変化や物価高による家計への影響はエリアで差が大きく、特に当社グループの主力事業である地方郊外型の居酒屋事業では、売上高の確保が厳しい環境でありました。

このような状況を受けて、当社では、事業再生計画に基づき、ウィズコロナ・アフターコロナの経営環境に適応する業態として、引き続き食動機を強化したコラボレーション業態への転換を進めてまいりました。前期に転換した、「台湾まぜそば はなび」「名代宇奈とと」に加えて、当期は新たに「炭火焼干物定食しんぱち食堂」への転換を1店舗で実施しました。また、ターゲット層に合わせた業態や店内空間設計の実験として、「炭火やきとりオオギヤ」への転換を3店舗で実施したほか、「パステル」のリブランディングを見据えたりリニューアルや、グループ内業態のコラボレーションとして「いちげん」の豊富なメニューラインナップに「魚や一丁」の刺身・寿司といった専門性を加えたメニューの展開等、新しい需要にマッチした施策による収益力の底上げ等を実行いたしました。

店舗数については、開店はが1店舗（うちFC1店舗）、閉店が29店舗（うちFC7店舗）となり、当期末の店舗数は、324店舗（うちFC31店舗）となりました。

また、上記店舗の閉店と減損会計の適用により、減損損失296百万円等の特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は14,553百万円（前年同期比41.9%増）、営業損失は933百万円（前連結会計年度は営業損失1,123百万円）、経常損失は1,000百万円（前連結会計年度は経常損失827百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,329百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益543百万円）となりました。

## ② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下のとおりであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

### (a) ㈱扇屋東日本、㈱扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」では、焼き鳥の素材や調理方法等の変更による提供品質の向上や、ランチ営業やテイクアウト販売の強化を実施してまいりました。

また、エリアのターゲット層に合わせた「炭火やきとりオオギヤ」業態への転換や、食動機の「炭火焼干物定食しんぱち食堂」への転換を進めてまいりました。

㈱扇屋東日本と㈱扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は6,721百万円（前年同期比48.7%増）、当期において開店が1店舗（うちF C 1店舗）、閉店24店舗（うちF C 7店舗）となり、期末店舗数は204店舗（うちF C 30店舗）となりました。

### (b) ㈱フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に、「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する㈱フードリームでは、高付加価値商品の導入やサービス向上施策により収益率の改善を進め、また、「パステル」のリブランディング型リニューアルを実施いたしました。

㈱フードリームの当連結会計年度の売上高は4,822百万円（前年同期比19.0%増）、当期において店舗数の増減はなく、期末店舗数は75店舗であります。

(c) ㈱一丁

首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」は、都心部中心の大型店舗であるため、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、2021年3月期に大規模な店舗閉鎖を実行いたしました。また、将来的な再出店を見据えて次世代の都市型居酒屋の実験を開始しております。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は484百万円（前年同期比83.9%増）、当期において店舗数の増減はなく、期末店舗数は5店舗（うちF C 1店舗）であります。

(d) ㈱一源

埼玉を中心に展開する総合型居酒屋「いちげん」では、和・洋・中のバラエティー豊かなメニューが特徴的であり、ファミリーターゲットを強化するため、女性のお客様、家族連れのお客様にも楽しんでいただけるメニューやイベントなどを提案しております。また、「魚や一丁」の専門性を付加したコラボレーションメニューの展開を開始いたしました。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は929百万円（前年同期比46.0%増）、当期において閉店3店舗となり、期末店舗数は11店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に展開する炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」では、「働くお父さんのエネルギー源」をコンセプトとして、専門店ならではの商品開発や串焼き技術を向上させ、コンセプトの浸透を図ってまいりました。また、昼の時間帯を有効活用する二毛作業態として「台湾まぜそば はなび」の展開を継続しております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は1,621百万円（前年同期比106.3%増）、当期において閉店2店舗となり、期末店舗数は29店舗となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は206百万円であります。その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアル等に伴うものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

### ① 既存店の売上向上

厳しい経済環境の中にあっても安定的な成長を実現するために、オペレーションの磨きこみやマーケットに則した商品開発を進め、魅力あるコンセプトと商品の提案を行ってまいります。また、外食産業の原点であるQSCAをさらに強化することで、より多くのお客様に再来店していただける店舗づくりを行い、業態ブランドの構築を図ってまいります。さらに、商圈やアフターコロナの新しいニーズにマッチした効果的な業態転換やリニューアルを実施することで、既存店の売上を押し上げてまいります。

### ② 人財の確保・育成

グループの発展・拡大に欠かせない人財の確保・育成については、重要な経営課題と位置づけ、確定拠出型年金制度の導入など「従業員の生きがいと生活の安定」を目指した施策を実施してまいりました。2021年8月から新人事教育制度を導入し、教育・評価・処遇の仕組みを大幅に見直し、従業員が仕事を通じて自己実現に挑戦し、積み上げたキャリアを処遇する仕組みへと変更をいたしました。今後も時代や環境の変化に合わせて制度の改善に取り組み、更なる従業員満足度の向上を追求してまいります。

### ③ 食の安全・安心の確保

今後ますます重要となる食の安全・安心の確保のため、社内に設置された食品衛生委員会を中心に、グループ横断で社内ルールの徹底、情報の共有を図っております。また、外部の調査機関に継続的に検査を委託し、購入食材の安全性と店舗の衛生管理状況の確認・改善を行っております。

### ④ 財務基盤の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、居酒屋業態を中心とした当社グループにおいては大幅に売上が減少した結果、2021年3月期末時点において債務超過となるに至りました。

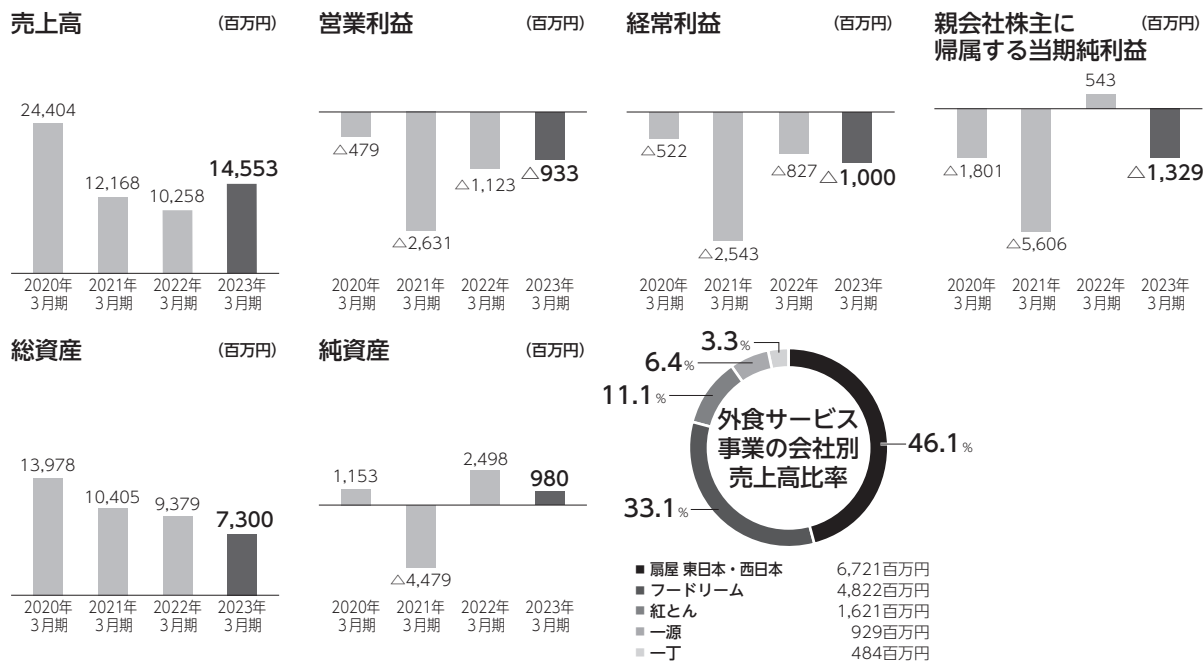
当社では、事業再生ADR手続きを利用し、事業面の課題について大規模な経営構造のリストラクチャリングを実施するとともに、財務体質の抜本的な改善を行う事業再生計画を策定して関係者と協議を進めた結果、2021年4月に事業再生ADR手続きが成立し、2021年5月にC種優先株式による15億円の資本調達及び取引金融機関による45億円の債務の株式化など、大規模な資本調達を実施することができ債務超過を解消いたしました。今後、更なる財務基盤の強化に向け、事業再生計画に基づいた事業運営を着実に実施してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第84期 2020年3月期	第85期 2021年3月期	第86期 2022年3月期	第87期 当連結会計年度 2023年3月期
売上高	(百万円)	24,404	12,168	10,258	14,553
経常利益	(百万円)	△522	△2,543	△827	△1,000
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△1,801	△5,606	543	△1,329
1株当たり当期純利益	(円)	△56.45	△175.64	16.25	△37.05
総資産	(百万円)	13,978	10,405	9,379	7,300
純資産	(百万円)	1,153	△4,479	2,498	980
1株当たり純資産額	(円)	36.01	△140.34	△101.95	△120.19

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。





## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	50百万円	99.9%	外食サービス事業
株式会社一源	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

## (7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」、「やきとりの扇屋」、パスタ&デザート「パステル」、「パステルイタリアーナ」、洋食レストラン「オープン亭」、「ステーキハウス松木」、中華レストラン「双鶴亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋 紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

## (8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本 社	東京都新宿区
-----	--------

## (9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
360 (1,265) 名	△47 (273) 名

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 (6) 名	△7 (3) 名	47.3歳	14.2年

(注) 使用人数は就業人員（当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	943百万円
株式会社みずほ銀行	641百万円
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	500百万円

(注) 借入金残高が500百万円以上の金融機関を記載しております。

## 2 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	38,380,711株 (自己株式2,506株含む)
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株 (自己株式613株含む)
(3) 株主数	普通株式	40,098名
	C種優先株式	1名
	D種優先株式	5名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名		持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	普通株式	3,192千株	8.32%
横川 端	普通株式	2,205千株	5.75%
横川 竟	普通株式	2,029千株	5.29%
横川 紀夫	普通株式	1,973千株	5.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式	1,712千株	4.46%
株式会社W&E	普通株式	858千株	2.24%
大関株式会社	普通株式	615千株	1.60%
株式会社ウェルカム	普通株式	600千株	1.56%
実井 俊介	普通株式	600千株	1.56%
今井 辰男	普通株式	516千株	1.35%

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (普通株式) 2,506株、自己株式 (D種優先株式) 613株を控除して計算しております。

## 2. 会社役員の状況 (2023年3月31日現在)

### (1) 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	楠元 健一郎	(株)紅とん代表取締役社長
取締役兼執行役員	石岡 健生	
取締役	蘓畑 康美	(株)ウェルカム取締役
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	井上 晴孝	井上・桜井法律事務所所長 北沢産業(株)社外監査役
社外取締役	北島 亜紀	あおい会社社代表税理士 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事
常勤監査役	大島 政靖	
社外監査役	湯山 朋典	湯山公認会計士・税理士事務所代表 チャンネルコーポレイトマネジメント(株)代表取締役社長
社外監査役	佐藤 郁夫	ニッカウヰスキー(株)専務取締役

- (注) 1. 取締役 高田弘明氏、取締役 井上晴孝氏及び取締役 北島亜紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 湯山朋典氏及び監査役 佐藤郁夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 井上晴孝氏、取締役 北島亜紀氏及び監査役 湯山朋典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 高田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、1992年3月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法律的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
5. 監査役 湯山朋典氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定は、透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬の他、業績連動型賞与により構成されており、現金にて支給されます。業績連動型賞与は、公表する業績予想の連結営業利益の達成状況を基礎として、株主への配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

これにより当社取締役の利益水準に対する意識を高め、役員報酬と当社の業績及び株式価値との関連性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会に対する諮問を経て、取締役会が決定しております。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬の決定は、その審議の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を行った上で、取締役会は指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重して取締役の報酬を決定していることから、その内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役	33,955千円	33,955千円	—	6名
監査役	9,701千円	9,701千円	—	3名
合計 (うち社外役員)	43,656千円 (11,881千円)	43,656千円 (11,881千円)	—	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
井上 晴孝	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
北島 亜紀	社外取締役	社外取締役就任後に当事業年度中に開催された取締役会（10回中10回）に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
湯山 朋典	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
佐藤 郁夫	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（13回中13回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に経営者及び監査役としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

##### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当社取締役会直轄の組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、当社の総務部門においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社及び当社グループ会社の役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会及び総務部門は、上記活動について定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。

当社に被監査部門から独立性を有する内部監査部門（以下「内部監査室」という。）を設置し、内部監査室は、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。

法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書又は電磁的記録を常時閲覧できるものとする。

##### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の組織横断的リスク状況の監視並びに各所管業務に付随するリスク管理については、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が包括的に行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及び当社グループ会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。



#### **（４）当社及び子会社から成る企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理体制を採用する。

- ① 職務権限規程類の策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

#### **（５）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社及び当社グループ会社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及び当社グループ会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- ② 当社取締役、執行役員及び当社グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。
- ③ 当社は、当社グループ会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関連会社管理規程に基づいて当社への承認申請又は報告が行われる体制を構築する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

#### **（６）監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該職員の人事（人事評価、人事異動、懲戒等）に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

#### **（７）取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人が監査役会等に報告をするための体制**

当社及び当社グループ会社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人その他これらに類する者が、当社の監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況その他監査に必要ないし有用な情報を速やかに報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

ホットラインの運用にあたっては、内部通報規程を制定し、通報者等を保護する体制を整備する。

### (8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務執行取締役、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

### (9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「ヴィア・グループ倫理規範」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき毅然とした態度で組織的に対応する。

### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社が金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る体制の整備を行うものとする。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、グループ横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月開催し、適宜改善活動を実施するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。

上記委員会では、パワハラ・セクハラに対する自己診断の調査を実施するなどのハラスメント管理を行うほか、社内情報伝達ルートの見直しと徹底を図ることで、速やかに正確な情報共有を行うことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりました。

取締役会は中期経営計画に基づく事業部門毎の予算を設定し、経営会議及び取締役会において月次業績をレビューしております。

内部監査室は当社及び当社グループ会社の店舗や本部の業務状況を監査し、適宜改善活動を支援するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。監査役は監査の実効性を担保するため、当社及び当社グループ会社の重要な会議に出席するとともに、経営陣及び会計監査人等と定期的な意見交換会を開催しております。

以上

## ■ 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第87期 2023年3月期
資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>2,566</b>
現金及び預金	1,651
売掛金	565
原材料及び貯蔵品	125
未収入金	19
その他	205
<b>固定資産</b>	<b>4,725</b>
有形固定資産	2,821
建物及び構築物	2,125
機械装置及び運搬具	207
工具、器具及び備品	79
リース資産	2
土地	395
建設仮勘定	10
無形固定資産	187
リース資産	80
その他	107
投資その他の資産	1,716
投資有価証券	371
敷金及び保証金	1,344
その他	0
<b>繰延資産</b>	<b>8</b>
株式交付費	8
新株予約権発行費	0
<b>資産合計</b>	<b>7,300</b>

科目	第87期 2023年3月期
負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>2,502</b>
買掛金	765
一年内返済予定の長期借入金	249
未払金	347
未払費用	503
未払法人税等	41
賞与引当金	51
リース債務	45
資産除去債務	53
店舗閉鎖損失引当金	28
その他	414
<b>固定負債</b>	<b>3,817</b>
長期借入金	2,929
リース債務	1
資産除去債務	734
繰延税金負債	65
その他	86
<b>負債合計</b>	<b>6,319</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>979</b>
資本金	316
資本剰余金	2,225
利益剰余金	△1,560
自己株式	△2
<b>新株予約権</b>	<b>1</b>
<b>純資産合計</b>	<b>980</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,300</b>

## 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第87期 2023年3月期	
売上高		14,553
売上原価		4,781
売上総利益		9,772
販売費及び一般管理費		10,705
営業損失		933
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
受取賃貸料	31	
その他	13	50
営業外費用		
支払利息	103	
その他	14	117
経常損失		1,000
特別利益		
助成金収入	72	
固定資産売却益	1	
受取補償金	20	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	20	113
特別損失		
減損損失	296	
固定資産除却損	12	
固定資産売却損	50	
その他	63	422
税金等調整前当期純損失		1,310
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	△28	18
当期純損失		1,329
親会社株主に帰属する当期純損失		1,329

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	316	6,990	△4,808	△2	2,496
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		△188			△188
欠損填補		△4,576	4,576		—
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,329		△1,329
自己株式の取得				△0	△0
連結会計年度中の変動額合計	—	△4,765	3,247	△0	△1,517
2023年3月31日残高	316	2,225	△1,560	△2	979

	新株 予約権	純資産 合計
2022年4月1日残高	1	2,498
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△188
欠損填補		—
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,329
自己株式の取得		△0
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,517
2023年3月31日残高	1	980

## ■ 計算書類

### 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第87期 2023年3月期	科目	第87期 2023年3月期
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>1,685</b>	<b>流動負債</b>	<b>609</b>
現金及び預金	1,490	一年内返済予定の長期借入金	249
売掛金	99	賞与引当金	5
未収入金	49	未払金	172
関係会社短期貸付金	1,038	未払法人税等	9
貸倒引当金	△998	リース債務	45
その他	6	その他	127
<b>固定資産</b>	<b>3,409</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,944</b>
有形固定資産	71	長期借入金	2,929
建物	20	リース債務	1
工具器具備品	41	資産除去債務	10
リース資産	10	繰延税金負債	2
無形固定資産	155	<b>負債合計</b>	<b>3,553</b>
リース資産	71	純資産の部	
その他	84	<b>株主資本</b>	<b>1,548</b>
投資その他の資産	3,182	資本金	316
投資有価証券	371	資本剰余金	2,225
関係会社株式	1,788	資本準備金	216
関係会社長期貸付金	4,046	その他資本剰余金	2,009
貸倒引当金	△3,042	利益剰余金	△991
その他	16	その他利益剰余金	△991
<b>繰延資産</b>	<b>8</b>	繰越利益剰余金	△991
株式交付費	8	自己株式	△2
新株予約権発行費	0	<b>新株予約権</b>	<b>1</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,103</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,549</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,103</b>

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第87期 2023年3月期	
売上高		1,086
売上総利益		1,086
販売費及び一般管理費		689
営業利益		397
営業外収益		
受取利息及び配当金	159	
その他	4	163
営業外費用		
支払利息	104	
その他	10	115
経常利益		445
特別損失		
固定資産売却損	12	
関係会社支援損	480	
関係会社貸倒引当金繰入額	826	
その他	2	1,321
税引前当期純損失		876
法人税、住民税及び事業税	116	
法人税等調整額	△1	115
当期純損失		991

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2022年4月1日残高	316	216	6,774	6,990	△4,576	△4,576	△2	2,728	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当			△188	△188				△188	
欠損填補			△4,576	△4,576	4,576	4,576		－	
当期純損失					△991	△991		△991	
自己株式の取得							△0	△0	
事業年度中の変動額合計	－	－	△4,765	△4,765	3,585	3,585	△0	△1,179	
2023年3月31日残高	316	216	2,009	2,225	△991	△991	△2	1,548	

	新株予約権	純資産合計
2022年4月1日残高	1	2,729
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△188
欠損填補		－
当期純損失		△991
自己株式の取得		△0
事業年度中の変動額合計	－	△1,179
2023年3月31日残高	1	1,549



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 藤井 幸雄

指定社員

業務執行社員

公認会計士 酒井 俊輔

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度において、営業損失、経常損失を計上したことにより5期連続で経常損失を計上している。また、当連結会計年度末において2021年4月20日付にて取引金融機関との間で締結した、債権者間協定書のタームローン契約の財務制限条項及び株式投資契約における、C種優先株主による金銭を対価とする取得請求権の行使の制限にも抵触しており、これにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社ヴィア・ホールディングス  
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士 酒井 俊輔

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当事業年度においても、前事業年度同様、当期純損失を計上している。また、当事業年度末において2021年4月20日付にて取引金融機関との間で締結した、債権者間協定書のタームローン契約の財務制限条項及び株式投資契約における、C種優先株主による金銭を対価とする取得請求権の行使の制限にも抵触している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大島	政	靖	Ⓔ
社外監査役	湯山	朋	典	Ⓔ
社外監査役	佐藤	郁	夫	Ⓔ

以 上



# 株主総会会場ご案内図



会場

リーガロイヤルホテル東京  
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は  
ホテルにお問い合わせください。



## 《電車をご利用の場合》

- 東京メトロ ① 東西線「早稲田駅」  
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ ② 有楽町線「江戸川橋駅」  
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

## 《都バスをご利用の場合》

- 高田馬場駅より  
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)  
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車

交通のご案内

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と  
植物油インキを使用しています。